

消費者被害注意情報

1 12月1日から迷惑メール規制強化

本年6月に公布された改正特定商取引法の「電子メール広告の規制」については、本年12月1日から施行されます。12月1日以降は、いわゆる「迷惑広告メール」が原則禁止されることとなります。

主な規制内容は次のとおりです

規制の対象となる「電子メール広告」

次の取引形態において、事業者が取引対象となる商品や役務などについて電子メールにより広告する場合

- ・通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引

規制対象者

- ・消費者と直接契約を締結する販売業者及び役務提供事業者
- ・販売業者等から電子メール広告に関する業務を一括受託している「電子メール広告受託事業者」

規制内容

- ・消費者から請求や承諾を得ていない電子メール広告の送信を原則禁止
- ・電子メール広告の送信を拒否する方法の表示の義務化。送信を拒否した消費者への送信禁止
- ・消費者からの請求や承諾の記録保存の義務化
- ・罰則強化～刑事罰の新設と行政処分の適用

2 迷惑メールを受信した方へのアドバイス

12月1日以降、事業者から

請求や承諾をした覚えのない電子メール広告が送られてきた場合

受信を拒否したのに、同じ事業者から再度電子メール広告が送られてきた場合

(財)日本産業協会の情報提供受付アドレスに転送してください。

spam-in@nissankyo.jp

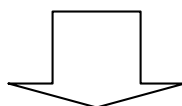
迷惑広告メールは
許さないゾウ



迷惑「電子メール広告」規制が強化されます！

平成20年10月
経済産業省

現在、通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引にかかる電子メール広告については、送信を希望しない者への再送信が禁止されていますが、その件数は増加傾向をたどってきています。



このような背景を踏まえ、
本年12月1日より、「特定商取引に関する法律」を改正し、あらかじめ請求や承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供が禁止されます。

したがって、12月1日以降、事業者から電子メール広告を受けることを請求や承諾した覚えがないにもかかわらず、電子メール広告を受信した場合は、

(財)日本産業協会まで情報提供をしていただくか

お近くの経済産業局または消費者センター等の相談窓口にご相談ください。

Q. 事業者からの電子メール広告が送信されてきて困っています。どうすればよいのでしょうか？

A. 承諾した覚えのない電子メール広告が送られてきた場合は、そのままメールを(財)日本産業協会の以下の情報提供受付アドレスまで転送してください。

(財)日本産業協会は、経済産業省の委託を受けて迷惑電子広告メールの情報提供の受付を行っています。

(情報提供受付アドレス)

spam-in@nissankyo.jp

受信を拒否したのに、同じ事業者から再度電子メール広告が送られてきた場合は、そのままメールを上記の情報提供受付アドレスまで転送いただくか、または、同協会のホームページからお送りください。

((財)日本産業協会のホームページ)

<http://www.nissankyo.or.jp/spam/>

Q. その他、インターネットや携帯サイトの通販や不当請求などの通信販売についてのトラブルや相談はどこに問い合わせればいいのですか。

A. 消費者の意に反して契約の申込みをさせようとする行為などは現行の法令においても規制対象とされています。通信販売に関するご相談は、お近くの経済産業局または消費者生活センター等の相談窓口にお電話ください。

特定商取引に関する法律の詳細、消費トラブルの予防や事例などについては、ホームページの「消費生活安心ガイド」をご利用ください。

No!トラブルのための情報サイト「消費生活安心ガイド」 www.no-trouble.jp

経済産業省相談室 03 - 3501 - 4657

北海道経済産業局消費者相談室 …… 011 - 709 - 1785

東北経済産業局消費者相談室 …… 022 - 261 - 3011

関東経済産業局消費者相談室 …… 048 - 601 - 1239

中部経済産業局消費者相談室 …… 052 - 951 - 2836

近畿経済産業局消費者相談室 …… 06 - 6966 - 6028

中国経済産業局消費者相談室 …… 082 - 224 - 5673

四国経済産業局消費者相談室 …… 087 - 811 - 8527

九州経済産業局消費者相談室 …… 092 - 482 - 5458

沖縄総合事務局消費者相談室 …… 098 - 862 - 4373